定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十七日

静岡県浜松市南区鶴見町四〇〇番地

株式会社ヨシケイ浜松

代表取締役　渡邉記余子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉邑裕治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十月二十七日

東京都品川区西五反田二丁目二七番三号

A－PLACE五反田

セムテック・スウィツァランド・ジーエムビーエッチ

日本における代表者　吉邑　裕治

限定承認公告

本籍宮城県黒川郡富谷町東向陽台三丁目七〇番地一八七、最後の住所青森県青森市本町二丁目八番一―五〇八号

被相続人　亡　佐々木憲壽

右被相続人は平成二十七年六月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十九日青森家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

宮城県黒川郡富谷町東向陽台二―一一―一六

限定承認者　佐々木　伸

限定承認公告

本籍東京都東村山市多摩湖町四丁目一一番地二、最後の住所東京都東村山市諏訪町一丁目九番地一三

被相続人　亡　鈴木　剛

右被相続人は平成二十七年二月二十一日頃から二十八日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十七年十月十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

東京都調布市下石原二―二九―一―二〇三

相続財産管理人　中村　航大

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十億円減少し、百十一億三千七百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年十一月三十日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第一六七号）

平成二十七年十月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

オーディーケー特定目的会社

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx45k22/

平成二十七年十月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＴＳＭＸ45

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八十五億六千九百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号五十八頁に掲載されています。

平成二十七年十月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

橋本プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千六百二十万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月二十八日であり、取締役の決定は平成二十七年十月二十六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億五千六百二十万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十一月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月二十八日であり、取締役の決定は平成二十七年十月二十六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千五百万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十一月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十七年十月二日（号外第二二七号）掲載の第四十三期決算公告（枠組）中、「代表取締役　熊田　光男」とあるは、「代表取締役　熊田富士子」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十月二十七日

愛知県北名古屋市中之郷八反五〇番地一

ツタイ工業株式会社

代表取締役　熊田富士子

正誤

平成二十七年九月三十日法務省訓令第二号（主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令）

（原稿誤り）

五ページ一段四行目から七行目は次のとおりの誤り。

第３号中「一般職の職員の給与に関する法律別表第一行政職俸給表㈠の４級」を「行政職俸給表㈠の職務の級４級」に改める。

第４号中「一般職の職員の給与に関する法律別表第一行政職俸給表㈠の４級」を「行政職俸給表㈠の職務の級４級」に、「出入国管理及び難民認定法施行規則」を「施行規則」に改める。

第５号中「出入国管理及び難民認定法施行規則」を「施行規則」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十七日付第二四四号
九月四日付参会第三八号三

六四ページ●同日付政府調達第二〇一号二四ページ●
二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）